

# 「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定 に向けた「再犯防止推進計画等検討会」 （第5回）議事録

第1 日 時 令和4年9月20日（火） 自 午前10時00分  
至 午後 0時00分

第2 場 所 オンライン

第3 議 題 （1）第2次再犯防止推進計画（仮称）の素案（就労・住居、高齢・障害）  
について  
（2）意見交換

第4 議 事 （次のとおり）

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会

（第5回）

関係省庁出席者一覧

（議長）

法務副大臣

門 山 宏 哲

副議長である法務省大臣官房政策立案総括審議官は公務のため欠席

（構成員等）

内閣官房副長官補付参事官補佐 ※代理

植 木 亮

警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐 ※代理

松 本 卓 也

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官 ※代理

内 田 晋太郎

総務省自治行政局地域政策課長

西 中 隆

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

小 林 隼 人

法務省刑事局総務課長

大 原 義 宏

法務省矯正局更生支援管理官

谷 口 哲 也

法務省保護局総務課企画調整官 ※代理

西 崎 勝 則

法務省保護局更生保護振興課長

杉 山 弘 晃

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐 ※代理

若 林 徹

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 課長補佐 ※代理

片 柳 成 彬

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導調査官 ※代理

井 川 恭 輔

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 室長補佐 ※代理

矢 野 誇須樹

厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 ※代理

酒 谷 徳 二

厚生労働省社会・援護局社会障害保健福祉部

精神・障害保健課依存症対策推進室長

小 澤 幸 生

農林水産省経営局就農・女性課 経営専門官 ※代理

森 戸 裕 紀

林野庁経営課林業労働・経営対策室長

池 田 秀 明

水産庁漁政部企画課課長補佐 ※代理

西 田 貴 亮

中小企業庁経営支援部経営支援課 課長補佐 ※代理

新 垣 琢 磨

国土交通省住宅局住宅企画官

皆 川 武 士

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** おはようございます。

それでは、お時間となりましたので、ただいまから「第2次再犯防止推進計画」の策定に向けた「再犯防止推進計画等検討会」の第5回会議を開催いたします。

私は、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の小林と申します。本年7月末に前任の早瀬の後任として着任いたしました。本日は副議長である審議官の吉川が国際会議出席のため出張で不在にしておりますので、代わりに私小林が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回もオンライン方式による開催とさせていただきます。音声が届かない場合、あるいは画像が映らないなどの不具合が生じた場合は、議事の途中でも結構ですので、挙手機能、あるいはチャット、または音声での連絡、適宜の方法で事務局までお知らせいただければと存じます。

なお、本日有識者構成員であります川出委員、松田委員におかれましては、所用により御欠席となっております。また、村木委員は少し遅れての出席になる予定でございます。また、宮田委員がまだオンラインの会議に入られていない状況でございますが、最初は事務局からの説明でございますので、宮田先生の出席を待ちつつ事務局からの説明に入らせていただければと思います。

それでは、本検討会の開催に当たり、議長であります門山法務副大臣から御挨拶がございます。

門山副大臣、よろしくお願いいたします。

**○法務副大臣** おはようございます。

本年8月に法務副大臣を拝命いたしました門山宏哲でございます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

第5回再犯防止推進計画等検討会の開催に当たり、議長として一言御挨拶申し上げます。

次期再犯防止推進計画の策定に向け、本検討会は本年2月から4月まで計4回開催され、4月には次期計画における基本的な考えや重要な取組として考えられる事項について取りまとめられたと伺っております。

本日の会議からは、いよいよ各論の具体的な施策について御議論いただきます。本日のテーマは就労、住居の確保と高齢者、または障害のある者等への支援でございます。

就労と住居の確保は犯罪をした者が立ち直り、再び罪を犯さないための最も重要なインフラと言えます。また、高齢や障害により自立した生活が難しく、必要な福祉的支援が届かないがゆえに再犯に至る者も多くおります。本日のテーマはいずれも再犯防止のための重要な基盤となる分野ですので、今後の5年間に於いてどのような施策が必要となるか、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

簡単ではございますが、以上をもって私の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 門山副大臣、ありがとうございました。

門山副大臣は公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、議事の（１）第２次再犯防止推進計画の素案（就労・住居、高齢・障害）についてに移ります。

本年４月に次期計画の策定に向けた重点事項を本検討会として取りまとめ、公表させていただきました。本日の会議から各論の具体的な施策について御議論いただきたいと思います。そのためのたたき台として、事前に構成員の皆様を送付させていただきましたとおり、事務局において関係省庁に御協力を頂きながら素案を作成いたしました。まずはその概要について事務局から説明させていただきます。

なお、本素案につきましては、検討中の素案段階のものでありますので、本検討会限りの資料とさせていただきます、ホームページの公表等はしないことといたします。

それでは、説明をよろしくお願いします。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室** 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の御子貝でございます。

私から次期推進計画の素案、今日は就労・住居、高齢・障害部分について御説明いたします。使用する資料につきましては、事前にデータで送付しておりますが、今現在画面で共有させていただきますとおり、画面にも映しますので、適宜御覧いただければと存じます。

それでは、初めに就労から始めてまいりたいと思います。

素案の作成に当たっては、今画面に映してありますとおり、左側にある現行計画を更新する形で右側に次期計画素案を記載しており、必要に応じて新規施策の追記、施策の統合や分割、達成済みの施策の削除などをしてしております。読みやすさの観点から、施策の重複や分散を極力避けるよう心がけておりまして、統合できるものは統合するなどしております。

それでは、就労、住居の確保、高齢者、または障害のある者等への支援についてそれぞれポイントとなる施策を御説明いたします。主に右側に記載の素案を御覧いただければと思います。

まず、就労の確保等についてです。

最初の柱書は、第１回の検討会で御説明差し上げました現行の計画下における主な取組と成果を記載した上で、今後の課題についてその後の具体的な施策とのつながりも意識しつつ記載しております。具体的な施策として、２ページ目に新規施策として施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立を掲げております。矯正施設在所中の就労支援により内定を得ても、出所後、就労場所が居住地から遠過ぎて通えないなど、そういったミスマッチが生じる事例も少なくないことから、在所中から出所後の職場定着までを見据えた計画的な支援が必要という趣旨で記載しております。

続いて、その下の施策番号１を御覧ください。

ここでは職業適性を把握するためのアセスメントの実施と、またこれまでの議論でも御指摘のありましたコミュニケーション能力等の基礎的素養の体得、向上に向けた処遇について記載をしております。

特に刑務作業につきましては、次の３ページ目の施策番号３にありますとおり、今般の拘禁刑の創設により、受刑者の改善、更生や円滑な社会復帰に必要な場合に行わせるべきものと位置づけられたことを明記し、その観点から社会復帰後の自立や就労を見据え、コミュニケーション能力や仕事や組織をマネジメントしていく能力の養成についても盛り込んでおります。

続いて、4 ページ目の施策番号 3－2 です。こちらは職業訓練の充実となっております。

雇用ニーズに合わせた職業訓練種目の整理やパソコンスキルなど、今の時代の就職には欠かせない能力については、必要な受刑者全てに対して指導していく必要があります。また、職業訓練で得た成果を就労に結びつけるという観点での刑務作業の実施や出所後の就労先となる企業と連携した実践的な訓練の実施などについても盛り込んでございます。

続いて、施策番号 4、資格制限等の見直しでございます。

この点は現行の計画にも記載がありますが、令和 3 年に成立した少年法等の改正も踏まえ、法務省において検討ワーキンググループを立ち上げ、関係省庁とも連携しながら検討を進めてまいりましたが、この点についてはさらなる検討が必要であり、引き続き記載をしております。

続いて、少し飛びまして、6 ページ目にまいります。

施策番号 9、多様な業種の協力雇用主の確保についてでございます。

これも御案内のとおり、協力雇用主の約 6 割が建設業となっております、依然として業種の偏りが見受けられます。対象者がそれぞれの適性に合った職業に就くということは、離職の防止、適切なマッチングにもつながりますので、引き続き多様な業種の協力雇用主を開拓するという事は重要でございます。

次に、また少し飛びまして 9 ページ目を御覧ください。

9 ページ目、施策番号 18、就労した者の離職の防止でございます。

現行の計画下においては、まずは就職をさせるということが支援の中心でございましたが、就職しても短期間で離職してしまうという者が少なくございません。令和 2 年度から更生保護就労支援事業において就労を継続させるため、対象者と協力雇用主の双方に職場定着支援というものを実施しておりますが、引き続きその充実を図っていきたいと考えております。

就労分野、最後でございます。11 ページ目でございますが、施策番号の 23、農福連携に関する記載を盛り込んでおります。

農福連携については、厚生労働省と農林水産省における取組がメインではありますが、草の根的に取組が広がっており、実際に刑務所出所者や少年院出院者を受け入れていただいている企業もあります。今後も様々な連携方策が考えられますので、現行計画から一歩進み、農福連携というワードを明示した次第でございます。

次に、住居について御説明をいたします。

12 ページになります。

住居の確保ということで、その 1 つ目の柱といたしましては、次の 13 ページ目でございますが、施策番号の 24、矯正施設在中所の生活環境の調整の充実でございます。

可能な限り満期釈放ではなく仮釈放とし、釈放後の保護観察につなげることが再犯防止につながることは統計上も明らかとなっております。地方更生保護委員会の保護観察官を刑事施設に駐在、配置させ、生活環境の調整により積極的に関与する取組を開始するなどしておりますが、引き続き生活環境の調整の充実、これを図ってまいりたいと考えております。

次に、14 ページ目でございます。施策番号の 26 と 27 でございます。

更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実とそれに向けた委託費構造の見直しについてでございます。

これまで更生保護施設は、一時的な宿泊場所と食事の提供を主な役割としていました。こ

れらは今後も更生保護施設の重要な役割の一つとはなりますが、複雑な課題を抱える出所者等が増える中、単なる食住を満たすだけでなく、処遇の専門施設として、また地域移行後の自立生活を見据えた支援を行う中核的な存在としての役割が求められております。

また、これらの役割を果たすため、更生保護施設における処遇の基準や更生保護委託費の構造の見直しに向けた検討が必要となります。

最後に15ページから16ページにかけて、施策番号30として、居住支援法人との連携の強化を盛り込んでおります。

一時的な住居として更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合もあるため、居住支援法人とのさらなる連携方策、これを検討していく必要があると考えております。

以上が住居でございまして、最後に高齢または障害の分野でございまして。

18ページ目を御覧ください。

この分野におきましては、これまで矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センターやその他の保健医療・福祉関係機関、これらが連携をして特別調整等を実施してきており、一定の実績が積み重なっております。

これらを踏まえて19ページ目以降でございまして、まず施策番号の34でございまして。

アセスメントの充実により福祉的支援が必要な者の掘り起こしやニーズの把握を適切に行うということ、また矯正施設内における福祉的な支援・指導、これについて記載をしております。

また、次ページの20ページ目、施策番号36でございまして、こちらは多機関連携ということで、この多機関連携の強化として、今回、地方公共団体を明記して、これとも協働しつつ、特別調整の着実な実施を図っていくということを記載しております。

次に、21ページ目でございますが、新規施策といたしまして、保健医療・福祉サービスの利用の促進に向け、刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センターの職員、これらを対象とした研修や体制整備について改めて整理して記載をしております。

最後に24ページ目でございます。

新規施策として、被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施を掲げております。

現行計画の施策番号43、左に記載でございますが、これは効果的な入口支援の実施方策について検討し、2年以内をめどに結論を出し、施策を実施するとされておりました。法務省と厚生労働省による検討を重ねた結果、令和3年度から地域生活定着支援センターの業務として新たに被疑者等支援業務が加わるなど、入口支援に関する様々な取組がスタートしております。今後地方公共団体とも協働しながら、これらの取組を着実に実践していく必要があると考えております。

素案の説明は以上となります。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** それでは、議事の（2）意見交換に入ります。

既に宮田委員もお入りになられておりますということをお知らせいたします。

事務局から御報告差し上げましたとおり、本素案は本年4月に有識者の委員に御議論いただいて取りまとめました重点事項を基に、関係省庁にも御協力を頂いて作成したものでございますが、あくまでも事務局の素案段階のものでございます。今後の5年を見据えまして、計画として記載が不十分な点や修正すべき点などがあるかと思っておりますので、有識者の委員の

皆様から御意見を頂戴できればと思います。

なお、大変恐縮でございますが、時間の関係もございますので、お一人様最長 6 分から 7 分程度で御発言お願いできればと存じます。

なお、宮田委員におかれましては、事前に資料を送付いただいておりますので、併せて御参照いただければと思います。

御発言につきましては、構成員の名簿掲載順にお願いしたいと思います。

それでは、清水委員からお願いいたします。

○清水委員 清水でございます。おはようございます。

それでは、かいつまんで申し上げたいと思います。

これまでの計画に加えて、第 2 次計画を更に一步踏み込んで、いろいろきめ細かく検討していただいていると思います。それだけに新たな難しさとか課題もあるかと思いますが、取りあえず 3 つほど申し上げたいと思います。

第 1 に就労の確保の関係ですけれども、新規項目で先ほど御説明ありました施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立、これは実務の課題を踏まえた前進であると思いますし、当事者中心で生活計画、全体的な支援ニーズを踏まえて生活環境調整をしっかりと連携して組み立てることを一層期待したいと存じます。言ってみれば、当事者本人を施設内から社会内へと手渡しで届けていくという、そういう考え方を実務の上に反映していけたらいいかなと思います。

次に、項目の 1 以下では職業訓練について多様な角度から計画は取り上げておりまして、これは第 2 次計画の一つの目玉ではないかなと読み取っているわけですが、今後に期待したいと思います。

柱書でも職業訓練については、社会復帰後の就労に有機的に結びつけていく必要があると書かれているわけですが、現在職業訓練の受講者は 3, 0 0 0 人を超えていると伺っておりますけれども、受講者の再入率を拝見するととても低いと思います。選ばれた人たちが対象だったとしても、その実績は受刑者を言ってみれば人材としての視点で訓練プロセスに乗せていく必要性とか、可能性をもっと考えていけるのではないかと期待をしております。

ただ、実際問題として、再入者の人たちの多くは短期の派遣労働を転々として、言ってみれば消費的、刹那的な職業生活を余儀なくしてきておりまして、彼らが自らの職業生活を基にして今後の就労をイメージすることは、なかなか難しいのが実情だと思います。そのような課題を抱えている人たちに対して、施設内の上下関係の枠の中で就労意欲の喚起指導を実施するというのは、大変難しいのではないかとお察しするわけですが、そこに注目した取組も期待したいと思いますし、その一つは、この 3－2 の項目に掲げられている出所後の就労先となる企業と連携した実践的な訓練を積極的に実施すると、そういうことに注目しております。

就労先となる企業にとどまらず受入れに関心のある企業、特に協力雇用主の新たな参加の場として、施設内での訓練参加を展開していただけるといいかなと思います。中には、自分で機材を持ち込んででも訓練に参加させてほしいという協力雇用主の声も聞くことがあります。受刑者にとって、外部の空気や現場の最新の技能に触れるというのは、就労意欲を引き出すきっかけにもなるのではないかと期待をしております。ただ、それにはスタッフの調整ですとか機材の整備ですとか、予算を必要とすることであろうと思います。この 5 年計画の

中でそういった面での投資を国として期待したいと思っております。

もう一つ就労関係では、先ほど御説明ありました項目13の離職防止についてですけれども、一言だけ申し上げますと、就労支援において離職防止の支援というのは大変大切な取組ではありますが、就労定着の広い意味での考え方としては、適切に必要な転職支援も含めた当事者の長い職業人生に沿った支援が適切と思います。この点は就労支援事業者機構のネットワークなどと連携して、広い意味での定着支援に取り組む必要があると思われます。

次に、2番目に住居の確保等について、その中で更生保護施設関係について触れさせていただきたいと思います。

更生保護施設については、この第2次計画案の中でも住居確保支援の枠に分類されております。しかし、その中で一時的な居場所の確保、これは実務上は予算の運用上、せいぜい二、三か月ですけれども、その二、三か月の一時的な居場所の確保と施設内での専門的処遇の充実というのは、計画としては実際にはなかなか整合しないところがあります。今求められているのは、もっと広く自立支援事業、あるいは自立支援施設という考え方でありまして、一時的な居場所確保が最終的な目的、使命ではなくて、宿泊保護を足掛かりとしながらも、訪問通所支援ですとか、福祉移行支援の連携ですとか、薬物回復支援拠点など、多様な地域展開支援を進める自立支援事業施設として位置づけて、この計画の再構成を検討していただきたいと思います。

そのことによって、計画に掲げられている委託費構造の見直しが正に見直しとして意味を持つことになりまして、更生保護事業の時代のニーズに対応した持続性の確保につながるのではないかと思います。これは昭和25年以来の見直しになりまして、容易なことではないと思いますけれども、これから5年先まで現状のまま持続できるかということでは危惧はありまして、是非お願いをしたいと思います。

最後に3つ目として、保健医療・福祉サービスの利用の促進の関係ですけれども、項目36について先ほど御説明がありましたけれども、多機関連携ということで、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、定着支援センター等の多機関連携の強化ということで、見出しの中にも本文中にも更生保護施設が掲げられました。更生保護施設がそういう意味で一層の役割を理解して取り組む必要があると改めて思っておりますが、併せて福祉移行支援を行っている指定施設を拡大することも検討していただきたいと思います。

というより、既に更生保護施設は福祉移行機能が全体に求められておりまして、限定された指定施設の役割にとどまらなくなっているとも思います。また、この項目の本文に御説明がありましたように、地方公共団体が新たに追加支援されておりますけれども、基礎自治体の役割は欠くことができません。そういう意味では、本文中だけじゃなくて、余計なことですけれども、見出しにも掲げるべきではないだろうかと思えます。

埼玉県の定着支援センターは、数年前に県内の全ての福祉事務所に呼びかけて、本当にたくさん集まっていただきました。事業報告会を開催して、当事者の方たちが数人御協力を頂いて、匿名で自ら支援の経過を語っていただきましたけれども、とても説得力がありました。

こういう様々な法人がセンター事業を受託しているので、どこの都道府県でも同じようにはいかないと思いますけれども、少なくとも保護観察所は全国組織であり、保護局を中心に情報共有しながら、基礎自治体への働きかけを担っていただきたいと思います。様々な事業がアウトソーシングされて、民間の活動も広がっていて、大変実績も上がっていると思いま

すけれども、骨太の方針においても孤独・孤立対策という中で、官民連携のプラットフォーム形成という表現を取り入れております。

保護観察所が様々な民間団体、地方公共団体と共に実際に対象者を握っている立場として、中核組織として関係機関、団体との関わりを深めて、言わばソーシャルコーディネーターとして多様な事業を地域の資源につないで重層化していくという、そういう体制を考えていただきたいと思います。

以上3点、特に期待している課題について申し上げました。

ありがとうございます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 清水委員、ありがとうございました。

何点か具体的な提案もおありになったかと思います。御意見を踏まえまして、事務局で検討させていただければと思います。

続きまして、堂本委員、お願いいたします。

○堂本委員 私からも何点かお話ししたいと思います。

3つです。

1つは、入口支援を充実しようとしていらっしゃることにとてもよかったと思っていること、それから2つ目に施設内、刑務所の中から社会への一貫した支援、これもとてもよかったと思っています。それから、本当に今までほとんど書かれてなかったんですけど、やっと最後の方に地方自治体との協力関係ということが今回明記されたというその3点がいいことだと思っています。

1つずつについて申し上げさせていただくと、まず私自身が知事という地方自治体の方のお役をしていた関係上、今書かれている地方自治体については、一番最後の36のところに地方公共団体とも協力しつつということで、特別調整のところなどについて、そこに協力する先がずっと並んでいるわけですね。

法務省及び厚生労働省はということで書いてあるんですけども、この一番後ろのところに書くのではなくて、一番最初のところに地方公共団体との協力ということを就労とか住居のところでは是非書いてほしいと思います。それが確立した上で、初めて就労ができることになるし、何よりも地方公共団体の協力があることによって住居も確保できるというふうに思うものですから、地方公共団体の書き方を最後に書くのではなくて、最初にここの部分では明確に書き込んでほしいということが私からの要望でございます。

特にこれは法務省というよりも総務省に関わることもかもしれませんが、地方公共団体の方にも刑事司法の分野は、「これは法務省関連のことで、自分たちの所管ではない。」というような意識が強うございます。地方公共団体の方も刑務所から出てきた人、あるいは入口支援で犯罪防止という観点から、もっと刑事司法について問題意識を持った方がいいのではないかと強く思っておりますので、地方公共団体に対してもそういった問題意識を強めるような国としての施策を充実していくことを望みたいと思います。

それから、施設から社会への一貫した支援なんですけど、そこで問題になるのが更生保護施設の在り方だと思っています。今、更生保護施設の在り方は先ほどお話でも予算が少ないということがお話に出ていましたけれども、やはり、再犯を防止する上で更生保護施設は大変重要な役割を果たすと私は考えています。

まず、更生保護施設への入所期間は大体今のところ6か月ぐらいなんですけれども、アメ

リカに視察に行きましたときに1、2年、大体平均2年だそうですけれども、日本の更生保護施設と少し組織的には違って、民間の更生保護施設というようなものも多くありましたけれども、一番長い人は6年だと言っていました。6か月で大体日本の場合は出ていく、その間に住居並びに就労先などを決めることは、普通の人でさえ6か月は短い。ましてや刑務所を出てきたハンディキャップを持った人たちにとっては、6か月はやっと社会に慣れるだけでも大変なのですから、6年は長いとしても、せめて2年ぐらいの期間、そして更生保護施設に単にそこに生活費だけではなくて、そこでいろいろ指導、そしてさらに職業訓練などの充実を図れるような予算を是非つけてほしい。もう少し人的な充実を図ることが重要だと思っております。

それから、もう一つは入口支援の充実ということなんですけれども、どうやって入口支援を図るかということも、これも大変難しい問題で、犯罪の予防ということで、これも地方自治体と深く関係することです。地方自治体にも予防については、より協力してほしい。自治体の人たち、職員の意識改革もそのためには必要なのではないかと思います。

特にもう一つ地方自治体に関連して申し上げますと、外国の場合ですと、アメリカですと州よりも一つ下ですね、郡が刑務所を所管している。それと違って日本の場合は国が所管しているので、地方自治体と国との間で連携が今まであまりよく取れてないように思えます。同じ地方をつかさどっている役所が刑務所も、それから福祉のこともやっている場合には、そこで非常に連携がスムーズにいくと思うのですけれども、日本の場合は国の所管と福祉や住居、生活については地方自治体ということで、国の所管している刑務所が地方で孤立しているというか、独立しているか、独立は良い言い方ですけど、むしろ孤立しているように思います。ですので、制度を実際に変えるということは、とても日本では難しいと思いますが、せめて現状の中で国の所管する刑務所と地方自治体の常日頃からの協力関係、その意識改革を両方の側で行いながら、より充実した関係を築いていくことが重要だと認識しています。

私からは、大体以上のようなことを申し上げたいと思っておりました。特に地方自治体の職員も、「刑事司法の問題は法務省所管で自分たちは関係ない。」と考えないで、地方自治体の人も他人事ではなく自分事として考えるというような姿勢、問題意識を持ってほしいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 堂本委員、ありがとうございました。

先ほどの清水委員からの御指摘でも、自治体に対する期待というのが示されたところでございますが、堂本委員からもそのような自治体の主体性、あるいは積極的な関わり、あるいは国との関係における自治体との関係の改善というか、更に一步踏み込んだところをという御指摘と賜りました。御指摘を踏まえて、検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

では、引き続き野口委員、お願いいたします。

○野口委員 こんにちは。野口でございます。今日は協力雇用主の立場としてお話しさせていただきます。

ただいま次期計画の事業の説明を頂きましたけれども、項目ごとにお話しします。

まず、刑事施設における職業訓練等の充実で施策番号3-2について、基礎学力がなかったり、あるいは礼儀作法が身につけていない刑務所出所者等を雇用することが多いです。協

力雇用主はそのような人たちに対しましても、就労を継続させるため、丁寧に粘り強く指導をやっているという現状でございます。矯正施設の中で出所後を見据えた教育や職業訓練、就労意欲を持たせるような指導を行っていただきたいと思います。次期計画については、様々な計画が計画されているようでございます。これを確実に実施していただきたいと思います。

また、多様な業種の協力雇用主の確保ということで、施策番号9のことについて、協力雇用主の約6割が建設業という、現状がございます。建設業が悪いということではないですが、自分に合った職種を見つけさせていく上でも、多様な業種の事業主を増やしていくことが大切じゃないかと思っております。

それから、協力雇用主の不安、負担の軽減ということで、施策番号の11については、現在の推進計画同様、協力雇用主が安心して刑務所出所者等を雇用できるように、刑務所出所者等の就労奨励金をはじめとする取組を充実させていただいて、不安や負担の軽減に取り組んでいただきたいと思います。また、協力雇用主は再犯、再非行をしないように、就労を通じて人権を尊重して、立ち直りの支援をしていくことが社会的な使命とも考えております。是非、多くの協力雇用主の方が共通の目的を持って活動できる研修などの機会を確保するなど、取り組んでいただきたいと思います。

それから、国による雇用等の推進で、施策番号の14についての問題点ですけれども、国や自治体が刑務所出所者等を積極的に雇用すれば一般の事業主への広報にもなるし、新たな協力雇用主の発掘にもつながることから、引き続いて取り組んでいただきたいと思います。

また、就労した者の離職の防止ということで、施策番号18については、刑務所出所者等は就職してもなかなか長続きしない者も多くいます。社会の一員として生活を送る上で、安定した収入を得ることが何よりも重要なので、更生保護就労支援事業の拡大など、職場定着支援を積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、農福連携に取り組む企業、団体やソーシャルビジネスとの連携ということで、施策番号の23については、協力雇用主として刑務所出所者等の立ち直りや社会復帰を支援していますが、一般就労が難しい刑務所出所者等も一定数いると聞いております。そのような人たちの社会復帰を支える上でも、農福連携事業所や生活困窮者支援団体などの地域の中で生きづらさや孤独、孤立を感じている者の就労の支援に取り組んでいる事業主の方々に協力雇用主になっていただいて、一緒に活動できればと思います。

居住支援法人との連携の強化で、施策番号の30については、こう思います。

刑務所出所者等の雇用をする中で、定住先の確保が必要となる者も少なくありません。協力雇用主は就労面で社会復帰を支援しておりますが、定住先まで確保は難しいのが現状であります。そのため住居の支援を行っている住居支援法人の関わりは重要であり、積極的な連携が取れるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に今日のまとめとしまして、就労支援関係について2点ほど述べたいと思います。

まず、矯正施設での取組についてです。

次期計画案では、矯正施設での職業訓練や刑務作業等の取組が強化されていると感じました。私はこれまで多くの刑務所出所者等を雇用して感じたことは、基礎学力が著しく低かったり、また礼儀作法が身につけていない者が多いということでもあります。協力雇用主はそのような人たちに対しましても就労を継続させるため、丁寧に粘り強く指導や助言を行っており

ます。矯正施設の中で出所後を見据えた教育や職業訓練、就労意欲を持たせるような指導を行うことは非常に重要なことだと思っております。また、このような矯正施設の取組について、私ども協力雇用主も協力雇用主の立場で協力できればと思っています。

ある矯正施設で受刑者及び施設職員に向けた講演を行ったことが自分自身はありますけれども、一部紹介いたしますと、矯正施設の中でお話をした後、更生を支えてくれる協力雇用主が増えてきていることを知ることができたと、また出所後に不安があったが、講演を聞いた後は不安が軽減された。出所後は矯正施設に行っていたことを知られたくないという思いはあるものの雇用してくれる企業があることを知ることができ、希望が湧いてきた。このように協力雇用主と矯正施設の連携がまだまだ不十分な面もあるのではないかと考えております。協力雇用主というのをなかなか知らない人もまだいるようでございます。また、このような矯正施設の取組について、私ども協力雇用主も協力雇用主の立場で協力できればと思っています。

さっき言いましたように、受刑者の方からは協力雇用主の存在を初めて知った。出所後の就労を諦めなくてもよいと思えた。犯罪者に手を差し伸べてくれる人がいることが分かったなどの感想をもらいました。また、職員の方からは協力雇用主について正確に理解していなかった。協力雇用主から受刑者を雇用することの大変さ、喜びなどを語っていただく機会を増やしてほしいなどの意見がありました。

そういう視点で携わっていくような体制を検討していただきたいと思います。実際に矯正施設のよく知った人から協力雇用主に対して要望書も頂いております、これをひとつ参考にしていきたいと思っています。

ちょっと長くなったようにですが、ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 野口委員、どうもありがとうございました。

実際に協力雇用主として御活動をされている野口委員から、実務の視点から様々な御指摘、御意見賜りました。

ここで村木委員が会議に入られてございますので、その旨御紹介いたします。

では、引き続きまして宮田委員、お願いできますでしょうか。

○宮田委員 私の意見は書面にいたしましたのでゆっくりお読みいただくとして、その中から5点特に強調したいところを申し述べたいと思います。

まず、資格制限の問題です。

資格制限は、法律で210、資格数で540あると言われています。資格制限については、少年法改正のとき、前科によって少年たちの雇用が妨げられないことがないよう早々に検討するとされていたにもかかわらず、いまだに検討が終わっていないというのは、どういうことなのでしょう。なぜ止まっているのか、なぜ進まないかと感じます。法律を洗って、資格を制限しているものを出してくればどこに問題があるかはすぐに分かるはずでしょう。

制限の内容からその立法趣旨が分からないようなものも多数あるように思われます。少なくとも前科と資格制限とがどういう関係があるのかすらよく分からないものだけでも早く洗い出していただきたい。そして、制限が必要であったとしても、必要的な制限を裁量的な制限にする、裁量的なものについて運用を改善するといった対応も必要です。もっと早く資格制限の問題を検討・改善いただきたいというのがまず第1の希望です。

第2点として、この計画では就労をする人と福祉的な支援を受ける人をばつさり2つに分

けているように見えます。障害があることと自立生活できないということはイコールの関係にはありません。障害があることをきちんと理解すれば、つまり、本人が自分の障害、即ち自分の弱みがよく分かり、雇用する側が障害に対して配慮をすることができれば一般就労だってできるのです。

また、刑務所を出た人がコミュニケーションやセルフマネジメントの能力が低い場合があるという点について、コミュニケーションの能力の低さは発達障害のASDに、またセルフマネジメントの低さは発達障害のADHDに結びついている場合もあり得るでしょう。就労をさせる人、障害者として手帳を取らす人、そのように2つに分断してしまうのはいけません。障害は生きづらさの問題であり、これはスペクトラム、つまりグラデーションを描いているのですから、全ての人に対して障害、つまりその人の弱みについてのアセスメントを行い、その人の能力をいかに活用し、弱点を補っていくかについて、きちんとした教育を行い、自分のトリセツを持って刑務所から出て行かせなければいけません。そうすることで、今、野口委員がおっしゃった、協力雇用主ためにもなるはずです。そういう施策をしてほしいと思います。繰り返しますが、就労のアセスメントと障害のアセスメント、これが全く分断されているように見えるところが、とても問題があると思いました。

3つ目です。居住支援のところで、ある意味一見小さな論点ではありますが、土日、祝日の出所だけはやめるように何とか考えてもらえないでしょうか。仮釈放がつかないほどの短期の受刑者もいますし、仮釈放の要件に満たない、仮釈放できるだけのよい行状が刑務所の中でなかった人もいますが、そういう人こそ福祉的な支援が必要だったり、貧困者として生活保護等が必要だったりするわけです。しかし、土日、祝日に満期で出所してくると、市区町村役場に行くことすらできないではありませんか。

土日祝日の出所が無くなっただけでも、福祉にアクセスできるチャンスが増えます。特別調整の対象者に、土日祝日への対応だけのために更生保護施設に入所させるようなことをされているから、更生保護施設の方も御負担が増えるのではないかとも思うのです。こういう小さいところからきちんと対応を考えてほしいです。

4つ目、入口支援の問題です。

入口支援において、我々弁護士が社会福祉士などの福祉専門職の方と組んで更生支援計画を作成しております。これは裁判所で証拠となり、判決に反映されることもありますし、実刑になる場合には刑務所に引き継がれ、保護観察付きの執行猶予の場合や刑務所からの仮釈放の場合には、保護観察所に引き継がれるという試行が東京と大阪で行われています。

支援を受けるべき人に対して伴走者は一人でも多い方がいいのです。弁護人や社会福祉士などの福祉専門職の方たちが捜査・裁判の段階でその方と知り合う。そして、地域に戻ってからも福祉専門職や法律専門職である弁護士がその人と関わり続ける。私は、これはいいやり方なんじゃないかと思っています。こういう活動の中で自治体の方との協力、あるいは施設の方との協力関係等も築いています。

この入口支援の中に我々弁護士は民間セクターではありますが、国選弁護人として役割を果たしているときには、公務員のような立場でやっているわけです。そういう意味で、入口支援の記載の中で更生支援計画を積極的に位置づけてほしいと思います。

5つ目です。

地域との協力について、就労サポートセンター、あるいは若者サポートセンターなどで、

自治体から委託を受けた団体もその地域での就労に対して非常に大きな役割、伴走者としての役割を果たしておられますし、高齢者の支援においては包括支援センター、あるいは障害者であれば地域基幹センターなどが大きな役割を担っておられ、このようなセンターはほぼ民間委託で運営されています。自治体との協力も必要です。さらに、民間で委託を受けているような団体の方たちに対しても刑事司法、あるいは犯罪をした人に関する広報・啓発が十分にされる必要があると思っています。

そして、刑事司法に関わる人が福祉について研修を受けなければならないという点については、この計画の中で明確に書かれているわけですが、自治体の方々、あるいは自治体から委託を受けて事業をしている福祉団体等の方々に対して、刑事司法を知ってもらう必要性が高いです。刑事司法制度はどんな制度なのか、そして先ほど清水先生が御紹介下さった、当事者の人たちがこのように頑張っているんだ。こうやって立ち直っているんだということを具体的に紹介していくことも必要なのではないでしょうか。

長くなりましたが以上です。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 宮田委員、どうもありがとうございました。

何点かまとめて御指摘いただきました。

まず、資格制限について法務省からコメントさせていただきます。

先生御指摘のとおり、ちょっと時間が掛かり過ぎているのではないかと御指摘は真摯に受け止めなければならないと思っております。

御承知のとおり、少年法改正の附帯決議がついたこともありまして、本検討会の下に資格制限検討のワーキンググループというのを立ち上げて、資格制限の在り方について、まず法務省で検討できることを検討しましょうということで進めておるところでございます。

資格がかなり多いということもございまして、ニーズ調査をしたり、いろいろ進めてきているところでございますが、まだ法務省で検討結果等をお示しできるような状況にはなってございません。引き続きこの問題について、法務省が汗をかかなければならないことは十分に承知しておりますし、マネジメントをしっかりしていかなければいけないことを痛感しているところでございますが、資格制限は各省庁にまたがるところでもございますので、関係する省庁にはいろいろ資料の提出等も求めているところでございます。関係する省庁に御協力も頂いているところでございますが、引き続きこの問題は解決していかなければなりませんので、関係省庁の皆様にもいろいろな資料の提供等を引き続き求めることがあると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

その他アセスメントの関係では、障害と就労の分断の点の御指摘もありましたし、土日の出所の問題等、法務省側に対する御指摘もあったところでございますので、検討させていただければと思います。

それでは、引き続きまして村木委員からお願いいたします。

○村木委員 今日遅刻をいたしまして、大変すみませんでした。幾つか申し上げたいと思います。

まず、就労のところですけども、是非施設内での職業訓練のところの立案に外部の方の意見を入れて、刑務所でやった訓練が十分でないということをいつも外から言われますけれども、それなら刑務所の中の訓練のことについても知恵を下さいということで、外部の方を是非入れて、刑務所内のいろいろな職業訓練に当たるものを工夫をしていってほしいという

ことが1つ目です。

それから、2つ目は資格制限のところ、法務省も大変御苦勞をしてくださっているようではけれども、特に少年法の改正なんかで起きる出来事というのは、要するに18歳、19歳が今まで受けられていた保護が外れてしまうということが起こるわけですから、それは何もしないでいると、現実問題としては18、19の子に世の中がより厳しく当たるという、資格を取るチャンスを奪うということになるので、何もしないということは状況が変わらないということじゃなくて、より少年たちに厳しい対応になる。そのことに合理性があるかというのを考えなきゃいけないと思うんですね。

そういう意味では、各省庁の責任はとても重いと思いますし、またこういう問題というのは、一つ一つの資格を変えていくのは大変な御苦勞があるんですけども、みんなでやれば各省庁の御負担も必ず少なくなるはずですので、法務省に指導してもらってみんなでやってしまうというのが一番楽な方向だと思いますので、是非法務省からもお願いしてほしいですし、関係省庁に是非御協力を頂いて、早くこの問題をきちんと整理をしてほしいと思います。

それから、同じく就労については、1つは離職防止、定着支援のところに力が入っているのは大変有り難く思っています。

この関係で、実は障害者の分野というのは就業・生活支援センターというのがあって、非常に効果を発揮している。つまり雇う人と雇われる人の間にセンターが立つ。うまくいかない、辞めちゃったといったことで、会社の方は辞めさせて嫌な感じが残る、本人は自信を失うということにならないように、例えば会社を辞めて別へ移るときも、「じゃあ、より合ったところに移ろうね。」ということで、転職みたいな形で考えていけるという、間に立つところがあるというのは非常に大きな力を発揮するので、この辺の施策を見るときに就業・生活支援センター、障害の分野のこのセンターの動きなども参考にしてもらえれば大変いいのではないかと思います。

それから、野口委員から農福の事業所に協力雇用主になってもらうというお話が出ましたので、これは農福の団体の方へも今日持ち帰りたいと思います。

次に、居住支援ですけども、いろいろな分野でシェルターがあって、ステップハウスがあってという、そして本当の独り暮らしというところへ移っていくというのがいろいろな支援分野でやられていると思います。そういう意味で、法務省の施策の中にはまだ余りステップハウスという発想がないんですけども、シェルターからステップハウス、そして自立というプロセスを考えながら、このステップハウスのなところをどこかに、実は矯正施設内でもできることでもあると思うので、そういう発想を入れていただけたらと思います。

それから、居住支援法人との関連、連携を書きいただいて大変ありがとうございます。

ただ、居住支援法人に出所者の対応を特別に事業としてお願いするというのは、どうもお聞きするとなかなか難航しているようですので、居住支援のところを法務省が事業として何か工夫をしつつ、その際に更生保護施設とかいろいろなところが居住支援法人の指定を受けるとか、あるいは連携先の居住支援法人をつかまえるとか、そういういろいろな工夫の仕方があるので、また関係者といろいろ議論をしていただけたらと思います。

最後は高齢・障害福祉の分野で、特に自治体のコミットが本当に大事になると思います。もう皆さん言われましたので、細かいことは言いませんけれども、是非モデル事業なんかをやった自治体などをつかまえて、御自分の言葉でこの分野のことをしゃべってくださる首長

さんをつくっていく、そして市長会や町村会や知事会の議題にしてもらおうというのもとても大事になると思いますので、そうしたところも工夫していただけたらと思います。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 村木委員、どうもありがとうございました。

また、先ほどの宮田委員に引き続きまして、資格制限の点につきましては、村木委員からも御指摘賜りましたので、法務省としても関係省庁の御協力を積極的に得られるようにまた働きかけていきたいと思っておりますし、関係省庁の皆様にも御協力をよろしくお願いいたします。

進行が10分ぐらい早く進行してございますが、一旦先生方の御意見を全部聞いた上で、担当部局からこの場で説明可能なところを説明いただければと考えております。

では、引き続き委員の先生の御意見を賜るということで、引き続き森久保委員、お願いいたします。

○森久保委員 全国保護司連盟副理事長の森久保でございます。

先般、事務局から、次期再犯防止推進計画の素案について個別に説明を頂きましたが、法務省をはじめとする関係省庁の皆様におかれましては、本年4月に検討会で取りまとめた次期再犯防止推進計画の策定に向けての公表後、具体的な施策についてしっかりと検討を進めてこられたことについて、まず御礼を申し上げたいと存じます。

本日はその中で就労・住居の確保等のための取組と高齢者又は障害のある者等への支援等について検討するということでありますが、私の方から素案に対して殊更追記や修正を求める点はございません。

ただ、せっかくの機会でありますので、これまで私も保護司を長年務めさせていただきました。そして、更生保護施設等の運営にも関わってきました経験から、考えておりますところを申し上げさせていただきます。

まず、就労についてであります。

素案においては、刑務所出所者等総合的就労支援対策の充実や多様な協力雇用主の確保など、第1次計画において進めてきた施策を更に推進する旨の記載を盛り込んでいただきました。近年の就労支援の取組について、受刑者等が刑事施設所在中の職業訓練や就労支援等を通じて釈放後の就労先の確保が促進されてまいりましたが、今後の課題は就労を継続させることだと思います。

先ほど村木先生からお話がありました。充実した職業訓練によって目指す職種への適性を向上させていくことに加えて、終了後早期に離職してしまうことを防ぐ手立てを講じていく必要があると思います。その点更生保護就労支援事業を更に充実させることにより、刑務所出所者等や協力雇用主の双方に対して、継続して支援する取組について確実に推進していただきたいと思います。

次に、住居の確保についてであります。高齢や障害の問題と併せて申し上げます。

刑務所出所時の居住先の確保については、更生保護施設における受入れや処遇機能の充実といったこれまでの取組により一定の成果を上げてきたところでありますが、今後は地域社会における定住先の確保についてであります。今後は地域社会における定住先の確保につながる取組が必要であります。特に近年高齢であったり、障害があるなどの困難を抱えた人が生活保護などの支援を受けて住まいを確保しても、住居施設を運営する業者による高額な

費用の徴収等により、かえって自立が阻害されるケースが散見されることにも心を痛めております。

その点で、今後、更生保護施設に対しては、単なる一時的な住居場所の提供にとどまらず、高齢や障害、薬物等への依存などの個々の問題性に応じた専門的な支援等を継続的に実施し、適切な退所先の確保や福祉機関との連携を含めた地域生活への定着に向けたきめ細やかな取組が求められていると思います。法務省において、更生保護施設がこうした多様かつ高度な要請に応えていけるよう、訪問支援事業の拡充や職員体制の充実を含めた検討を進めていただきたいと思います。

誠に簡単ではありますが、私から以上申し上げさせていただきました。

ありがとうございます。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 森久保委員**、どうもありがとうございました。

それでは、出席者としては最後になりますが、和田委員、お願いいたします。

**○和田委員** 和田でございます。

私の方からは、2点について簡単に意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、最初ですが、施策番号の23、従来のソーシャルビジネスというそのみならず、農福連携ということが追記されたというのは、私は非常に歓迎しております。これは読んだとき、あるいは物事を考えるときのビジネスという考え方がどうもビジネスと簡単には言えないよという、もっと幅を持った、農福なんて正にそれに近いと思うんですけども、そういうものが併記される、あるいは農福が連携されるということは、視点の質というんでしょうか、幅というんでしょうか、そういうものが非常に広がる気がしまして、大切な書きぶりだなと考えました。それが1点です。

それから、2点目は私は薬物乱用者ないしは依存症者に関わってきているということもありまして、そういう方々のある意味での特性から来るんじゃないかと考えることについて1点申し上げたいと思います。

薬物乱用者、薬物依存症者にとりまして、就労するということが本当に非常に重要だということは言うまでもありません。そのためには、施策番号の1による施策を継続実施することが基本だと思います。ただ、薬物依存症者、あるいは乱用者の中には、就労を急ぐあまり再乱用してしまう人、あるいは就労していても就労を続けることが薬物をやめ続けることに優先してしまって、結果的に再乱用してしまう人が少なくないという事実もあると考えています。

要するに薬物乱用者、薬物依存症者にとりまして、課題が2つあります。

薬物をやめ続ける。それが一つです。それと同時に就労する、ないしは就労を続けるという2つの課題です。この2つの課題を同時並行で進めるということが現実的にはなかなか大変な面があるのだと思います。薬物をやめ続けるためには、例えば民間の回復施設に通い続けている人もいるわけだし、あるいは自助活動としてのNAというところに通い続ける人もいます。

数の上では、そういうところに通ってくれない人が多いんだろうと思います。少数派でそういうところに通っている人たちは、逆に就労とか社会復帰ということが通わない人たちよりも近いところに近づいているんだと思うんですね。だけど、あまりにも就労ということが優先し過ぎると、そういう方々は、そういう回復支援施設ないしは自助グループに行く機会

がどんどん減ってくるということが現実的に起こるんですね。そうしますと、結果的にまたその仕事の忙しさ、あるいは対人関係のストレス、いろいろな要因があるでしょうけれども、その中でまた再乱用してしまう。そういうことが無視できないと考えています。

ということで、私自身この問題でずっと悩んできておりましたが、先日、ある民間回復施設の施設長とこの問題について話すことができました。その方の言葉を借りますと、薬物をやめ続けるということの上に就労を乗せるんだと、自分はそういうふうを考えて指導してきているんだという意見を頂いております。私もなるほどうまい言い方だなと思ひまして、こういう考え方というのは、非常に重要ではないかと思ったという体験があります。

ということで、非常に抽象的ではありますが、薬物乱用者、依存症者にとっての就労ということを考えたときに、2つの課題の中でどちらが優先か。支援者側というんでしょうか、社会性を考えて就労、就労ということについつい目が向きがちになります。また同時に頑張ろうと思っている人に限って当事者もそっちに目が向きがちなんです。ですから、その辺のことのうまいバランス、薬物をやめ続ける上に就労を乗せていくという、そういう視点、考え方を次期計画に盛り込んでいただければいいかなと考えました。

以上になります。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 和田委員、どうもありがとうございました。

薬物乱用者、依存者と就労の関係、薬物と就労とのバランスの関係等、御指摘どうもありがとうございました。大変参考になったと思います。

以上、本日出席の委員の先生方からの御発言が全部終了したところでございます。

なお、本日御欠席となっております川出委員と松田委員からも本日出席がかなわなかったことを受けまして、紙の形で御意見を賜ってございますので、御紹介させていただきます。

資料としてお配りしているものでございますが、川出委員からは大きくポイントとしては就労の確保について以下のような意見を賜ってございます。

離職した者の再就職支援は就労した者の離職防止と並んで重要であると、再就職支援というものも施策の中に書き込むべきではないのかという御指摘がございました。また、高齢・障害者の点に関しましては、検察段階でのアセスメントについても盛り込んでいくべきではないか、刑事施設、保護観察所等については記載があるが、検察段階での記載がちょっとないようにも見受けられるので、その点を書き込んでいくべきではないかという御意見を賜ってございます。

続いて、松田委員からの御意見でございますが、川出委員からも指摘がありましたし、本日委員の先生方からも御指摘あったところですが、同じく離職した者の再就職支援ということをも明記すべきではないかという御意見を賜っております。また、出所後の受刑者の自立と職場定着に必要な能力を在所中から身につけることの重要性、今回の新しい計画の中にもその旨施策番号3でしたか、書き込んでいたと思いますが、そのような視点からの施設での処遇というものの重要性を考えていくべきではないかという御指摘を賜っております。

以上が川出委員と松田委員から受けた意見の御紹介とさせていただきます。

これまで有識者の委員の皆様からそれぞれ御発言いただきました。皆さん進行に御協力いただいた関係で時間に余裕がございますので、有識者の委員の皆様方、あるいは出席されている関係省庁の皆様方から、御希望がございましたら御発言を頂きたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○法務省矯正局更生支援管理官 それでは、法務省矯正局の方からよろしいでしょうか。

矯正局の更生支援管理官をしております谷口でございます。

委員の先生方におかれましては、本日、大変示唆に富む御提言、御意見等頂きましてありがとうございます。具体的な施策で矯正施設内に関する部分については、私どもでも本日の指摘を受け止めまして、今後検討していきたいと思っております。

今日頂いた御意見の中で、今、私限りで何点か申し上げられる点について少しお話をさせていただきますたいと思い、簡単にお話をさせていただきますたいと思います。

まず、野口委員から職業訓練、刑務作業の充実、強化に関しまして、特に基礎学力、礼儀作法等を身につけるために、大変御苦労いただいているというお話を頂いたところでございます。本当にありがとうございます。

この点に関しましては、ほかの委員からも御指摘ございましたけれども、今般刑法が改正されまして拘禁刑が創設されました。これが施行されますと、各受刑者の適性或意欲に応じた刑務作業等の実施が可能となってまいります。本当に基礎的な学力が必要な者に対しては、そうした基礎学力の強化等に重点を置いた処遇、あるいは今回の素案の中にありますけれども、コミュニケーションスキルですとかビジネスマナー、礼儀作法、こういったものも含めまして、種々の従来の刑務作業も役割、意義はございますけれども、こうしたコミュニケーションスキルやビジネスマナーといった知識、技能の習得をはじめ、自立や就労を見据えた処遇を更に充実させていくことが可能となってまいりますので、この辺に取り組んでいきたいと思っております。

また、関連いたしまして、協力雇用主の方との協力の好事例といたしましては、一部の刑事施設でございますが、職親プロジェクトに御参加いただいております企業様の御協力を頂きまして、受刑者に対する職業体験の機会を頂いております。こうした取組が離職の防止、就労の継続等到大変役立っていると考えておりますので、こうした取組も引き続き続けて強化していきたいと考えているところでございます。

それから、障害のある受刑者の関係でございますけれども、これへの指導、支援でございますが、この辺は実は次回以降のところでは私どももちょっと記載をさせていただきたいと考えているところがございます。そうした中で、関係機関との連携を強化しつつ、なかなか私ども矯正だけでは、障害のある方のその特性を踏まえた処遇というのが十分にできない部分もございます。村木先生から具体的な機関のお名前等も頂きましたけれども、こうした私ども矯正施設外の関係機関との連携も強化しながら、充実を図っていききたいと考えているところでございます。

あと私から最後でございますが、自治体との連携ということで、矯正施設での取組でございますけれども、矯正施設に関しましては、矯正施設が所在する自治体さんの方で所在自治体会議というのを令和元年に結成していただいております。矯正施設が所在する自治体の8割以上の基礎自治体の方に御参加いただいているところでございます。こうしたところと情報交換などをさせていただいているところでございますけれども、今後もそうした自治体と相互の理解を深められるように取組を進めていきたいと考えているところでございます。

私の方から若干の補足でございました。

以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 矯正局、どうもありがとうございました。

その他有識者の委員の方々、あるいは関係省庁の方々で御発言がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、これは法務省の保護局になりますでしょうか、委員の先生方から就労の関係でございますが、職場定着の重要性はもちろんそうであるが、離職した者の再就職支援というものも必要ではないかという御意見が今日多数寄せられたと思いますが、そのあたりについて何か保護局、コメントがございましたらお願いします。

○法務省保護局更生保護振興課長 法務省保護局振興課長の杉山でございます。

御指摘等ありがとうございます。

もともと施策番号の18で、就職した者の離職の防止ということで書いてございました。委員の皆様御指摘のとおりでございます。離職してからの再就職ということは非常に大事な点でございます。説明が足らなくて申し訳ございません。再就職支援は、施設番号18にまとめて書いていたつもりでございますけれども、今日の御指摘を受け、記載内容について考えていきたいと思います。

現実には今日の委員の皆様からの御発言の中で幾つか出てきましたけれども、更生保護就労支援事業というのは、全国25か所でやってございます。これを更に充実するべきだという御指摘を頂いてございます。この更生保護就労支援事業の中で、事業者の皆様のお力添えを借りながら離職の防止、それから御指摘あったとおり離職した者についての再就職ということに取り組んでまいりますので、御指摘踏まえて引き続き実施していきたいと思います。

以上でございます。

それから、せっかくですので、少しだけ補足をさせていただきます。

今日は就労支援、それから住居の関係、ちょっと後ほど場合によってはまた補足させていただきますけれども、この2点につきましていろいろ御示唆を頂きましてありがとうございます。

幾つか出た中で、野口委員から協力雇用主に対する研修というような視点で御示唆を頂きました。来年度の予算要求ということでございますけれども、非常に大事だということで、これについて財政当局の理解を得て進めていきたいということで、今計画しているところがございます。

それから、森久保委員から御示唆を頂きましたけれども、更生保護就労支援事業の充実についても取り組んでまいります。

あと少年の雇用というのが非常に大事で難しいところもございます関係で、これも制度の面で今年から取り組んでいるところがございますけれども、さらに若年層、具体的には17歳以下の少年に対しても手厚い支援ができるように取り組んでまいりますので、また進捗を御報告申し上げたいと思います。

それから、住居のところでは訪問支援について幾つか御指摘を頂きました。今、全国8か所で、清水委員が理事長をされておられる清心寮でも取り組んでいただいておりますけれども、非常に効果、成果があるという点で有り難い取組でございますので、これは更に進めていこうと考えてございます。

それから、あと清水委員から指定施設の拡大ということで御意見を頂きました。指定施設の拡大に限らず、更生保護施設について今日は様々な御指摘をいただきましたので、処遇の充実という観点で更に努めてまいりたいと思います。また、この辺の進捗や考え方等につい

て、折に触れて委員の皆様にも御紹介、御報告申し上げたいと思います。

保護局からは以上でございます。

ありがとうございます。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 法務省保護局、どうもありがとうございます。  
た。

その他、では野口先生、お願いいたします。

**○野口委員** 今、杉山課長からお話がありましたけれども、私たち協力雇用主というのは、そういう対象者を雇用して、日常の規範意識が非常に低いということで、あえて矯正局の方にはお願いしましたけれども、せつかく雇用しても勤務年数というよりも月数が非常に短いというのが雇用主の悩みであります。

これは規範意識が非常に低いというのがありますけれども、再犯防止という観点からは、例えば私の事業所をとってみますと、特に中身は少年ですけれども、1回で更生したという人は非常に少ないんですね。再犯を繰り返す。だから、結局会社を辞めます。欠勤をします。遅刻します。普通の会社は1週間も来なかったら解雇でしょうけれども、協力雇用主というのは、実はそういう人たちを粘り強く迎えに行ったり、遅刻しても迎え入れる。ですから、私のところは実際に矯正施設を3回出た、4回雇い直したということで、1回ではないわけですから、協力雇用主に対して厚い支援を頂きたいと思います。奨励金制度というのは非常に助かっております。今、全国で2万4,000社あるとありますけれども、大体が大きな会社というのではなく中小が多い。その中で建設業が約6割、建設業が悪いということじゃなくて、労働に耐えられない女性もいるわけありますので、再雇用をするということが大事なんです。

それで、協力雇用主に対しての研修制度というのをすると、そういう人たちが長く勤めるためには一般の社会保険、厚生年金から健康保険もですけど、そういうものをするのには協力雇用主は半分は会社が負担せぬといかんと、中小であるがために非常にそういう支援ができないで、目の前の先のことで残念ながら離職するというケースがありますので、その辺のことを考えていただきたい。そのためには研修する。更生の支援ということですから、今、全国に2万4,000社あって、実際に雇用している数は5%に満たないというのが現状であるわけあります。

それで、国の政策として1,500というのを一つの目標にしていますけれども、1,500といいましても全体の6.2%ぐらいということで、そうしたらあと2万2,000社というのは、実際に雇用の登録をしているけれども、ないわけですね。ですから、人手不足のときは野口さん、協力雇用主になりたいと、その訳はといたら人手不足なので、労働の確保と、だから私は協力雇用主というのは労働の確保ということじゃなくて、大事な人権を守って、そして更生の支援、立ち直りをするというのが大きな問題でありますので、この辺を考えて、私は福岡県ですけれども、今1,200社あります。全国的にも上位ランクで110社ほどの雇用の実績がありますけど、それでもまだまだ雇用主さんが登録しているけれども、来ないという、その問題をいつも頻繁に受けます。野口さん、登録しているけど、何も言うてこぬと、どこにそれはクレーム言うたらいいかと、それはクレームじゃないんですよ。

ですから、協力雇用主の質の向上というとおかしいけれども、そういうのがとても大事だ

と思うので、言い方が非常に悪いんですけど、ふるいにかけるというのは、ただ登録している。それが2万4,000社の登録者があって、実際目標が1,500社という数字を見たときに、あと2万2,000社は要らないということじゃなくて、その辺をしていかないと、そのためには今、雇用主の組織はありませんけれども、保護観察所さんとか、全国の就労支援事業者機構もありますけれども、そういう連携をうまく取って、少しそういう面を考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 野口委員、どうもありがとうございました。

堂本先生、お願いいたします。

○堂本委員 初歩的な質問をさせていただきたいですけれども、以前はなかなか刑務所を出てもすぐに住民登録証が取れなくて3か月ぐらい掛かるとか、そのために今度は次に健康保険とか、そういった社会保障とか、生活保護とか、そういったものにも時間が掛かるために、その間に再犯に及んでしまうというふうに伺っていたんですけれども、最近の状況について法務省に伺いたいんですけれども、刑務所に入っているときから住民票を、そのとき刑務所の中では住民票が当然ないわけですけど、すぐに取得できたり、それから健康保険とか、それから生活保護が出所してすぐに取得できたり、高齢者だったら高齢施設に直ちに入所できるという手続が取れるとか、そういったことは最近では可能になっているのでしょうか。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 堂本委員、ありがとうございます。

矯正局、コメントございますでしょうか。

○法務省矯正局更生支援管理官 矯正局でございます。

今ちょっと手元に具体的などれぐらいという数字は、申し訳ございません、持ち合わせておりませんけれども、矯正施設の取組といたしまして、矯正施設に年々、福祉専門官などの社会福祉士等の資格を有する者を順次配置をしてきております。こうした福祉専門官等が中心になりまして、例えば障害者手帳の取得をはじめとした福祉的支援を行ったりとか、また出所後の地域への定着に向けた橋渡し、こういったものを行っているところでございまして、こうしたものは引き続き充実をさせていきたいと思っております。こうした観点から、出所後に向けた地域への定着の取組というのは、進捗しつつある状況ではないかと思っております。

具体的な数字をお示しできなくて申し訳ございませんが、そのような取組をしているところでございます。

○堂本委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 事務局でございます。

堂本先生、私の手元にある数字でいきますと、例えば受刑中、施設にいる際の身体障害者手帳の取得の人員について参考までに申しますと、2017年度は1,026人、年末現在の受刑者数が全体で約4万7,000人でございますが、2017年度はそのうちの1,026人、2018年度は1,074人、年末現在の受刑者数が約4万4,000人という状態でございます。2019年度が1,047人、年末現在の受刑者数は約4万2,000人、2020年度が938人、こういったデータは手元にございますので、また必要に応じて情報提供させていただきたいと思えます。

○堂本委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 先ほど清水委員も手を挙げられたかと思いま

すが、清水委員、いかがでしょうか。

○清水委員 では、一言だけよろしいでしょうか。

先ほど宮田委員が就労のアセスメントと障害のアセスメントの分断があるということを御指摘されていましたが、これは非常に現場的にはよく分かるんですね。

先ほどからお話が出ています離職、あるいは転職等を含めた定着支援の中で、何でこの人、就職してもいつも辞めちゃうのかと、辞めてまた刑務所に戻るのかということをいろいろ考えて、中にはその人の通勤に1週間ずっと付き合ってみたというケースもありますけれども、そうしてみると、こんなことがあったんだというそれは無理もないなということが分かってくることがあるんですね。

それを踏まえて、もう一度協力雇用主の方とお話しして、この人についてはこういう働き方を考えていただけませんかということで、そうするとそういえばそうかなということだと、思いのほかその人がずっと続いたり、特に私ども更生保護施設に来てくれる人たちというのは、今の就労のアセスメントと障害のアセスメントという、見えない部分でつまづくものを持っているという人が多いんです。多いけれども、何かあるなという先になかなかいけないというところがあって、その辺の障害とは言わないけど、ボーダーラインのものは何かある人が増えているなという。そこが私の現場の体験だけではなかなか見定めていくというか、把握していくということが難しい。その辺の、言ってみれば生きる力のアセスメントみたいにもなっちゃいますけれども、そこら辺の境界域になるかもしれない人たちの就労について、もっといろいろなアセスメントがこれから必要になってくるんじゃないかなと思う。どこでどういうふうにそれを課題としていくかというのはまだ難しいんでしょうけれども、それは今、見えてきてないけれども、現場ではとても大きな課題だと思っております。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 清水委員、どうもありがとうございます。

関連でしょうか、宮田委員、手を挙げられていますので、お願いいたします。

○宮田委員 先ほどの堂本委員の問題意識に関連する点です。

刑務所の中で住民登録できることが必要ではないでしょうか。こうすれば福祉を受けられるということ、つまり、どうやって福祉にアクセスをしていけばいいのかという教育は、刑務所の中で様々な形でなされています。この間府中刑務所で見学させていただきました。矯正職員の方が福祉を学んで、一生懸命受刑者の方に教育している様子を拝見して、非常にすばらしいと思ったのですが、満期でその人が出所したとき、あるいは仮釈放で出てもいいのですが、自分1人で役所に行って様々な手続きができるだけの、言い方は非常によくないですが、「才覚がない」人もいます。

つまり、そもそもどこの役所にどうやって行けばいいのかというようなことが分からない、自分で書類に何を書かなければならないのかわからない人がいるのです。そういう人のための同行支援が必要だと思います。仮釈放がつけば保護観察になるわけですから、保護司に相談してもらえれば、保護司が「一緒に区役所行こうか」と言えますけれども、満期で1人で放り出された人は誰の助けもありません。実は今、弁護している被告人は、前刑の後、自分でやるからと言って福祉支援を断って、結局自分で何もやれずに再犯になってしまった人なのです。

役所で様々な手続きをすること自体が非常にハードルが高いので、刑務所に居る間に、せめ

て帰住先への住民登録まで含めて何とか支援できないのか、あるいはそこまでできないのであれば、地域の支援者を見つけて、例えば保護観察所で保護観察官がやる、あるいは保護司を友軍として使う、寄り添い弁護士制度を使うなど、いろいろな方法はあると思いますけれども、同行支援の充実、あるいは困ったときにすぐ相談できて支援につないでくれる制度が必要ではないかなと思った次第です。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 宮田委員、どうもありがとうございます。

村木委員が手を挙げられていますので、村木委員、お願いします。

○村木委員 ありがとうございます。

今の皆さんの御発言に関連してですけれども、就労でつまづくことをどうするかということで、就労のアセスメントというようなお話も清水委員から出ましたけれども、それに関連して、矯正局の管理官の御説明の中で職業体験という事例も出ました。一般の就労の支援のときに、インターンシップとか職場体験って結構大きな意味を持つので、その要素はあまりまだ出所者の就労のところで出てきていませんけれども、少しインターンシップとかトライアルというような仕組みが組み込めるとなおいかなと思ってお聞きしました。

野口委員の御発言とも関連して、御本人のトライアルでもありますけど、協力雇用主も雇うのは難しいけれども、インターンシップなら受けられる、職場見学なら受けられるということであれば、協力雇用主の方のハードルを下げる効果もあるので、そういったことも考えていってもいいのかなと思いました。

それから、更生保護就労支援事業、これは非常に大事になると思います。さっき障害者の施設の話をお紹介しましたが、更生保護就労支援事業、今、25か所ということを保護局から今伺いましたが、さっき紹介した通称「中ボツセンター」というんですけれども、当初各県に1つで47頑張って作ってスタートをしたんですけれども、いろいろな事業所、それから働く方の支援をしようと思うと、きめ細かなものが必要だということで、結局今全国に338あるんですね。

そういう意味で、身近に困っているときに、清水先生おっしゃったように職場まで見に行くと、問題、何でつまづいているか見てあげられるというようなことにまでなれば一番最高なので、是非まずは47、全県にあるようにでしようけれども、ここをしっかりと伸ばしていただけたらいい形になるんじゃないかなと思ってお聞きしました。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 村木委員、どうもありがとうございました。

堂本委員、手を挙げられていますか、お願いいたします。

○堂本委員 今、宮田さんがおっしゃった検証、出てからの手続の問題なんですけれども、いろいろな日本の手続というのは非常に面倒くさくて、普通に私たちがやってもたらい回しにされたり、それからちょっとした書類の書き方が違っているとやり直してこいと言われてたり、いろいろあって、ましてや刑務所を出た人がそういった手続に慣れてない場合には非常に難しいと思うんですね。だから、そのところで宮田さんがおっしゃったみたいに刑務所内でも既に手続の段取りを取っていただければそれが最高なんですけれども、保護観察じゃない場合には、誰も満期で出た場合に手伝ってくれる人がない場合には本当に戸惑うと思うんですね。そういうことに慣れてない人である場合も多々あるだろうと思うし、そういった場合

どうするかというのは本当に日本の場合難しいんじゃないかと思います。

この前もお話ししましたが、アメリカの刑務所で私たち見学に行ったところは、刑務所の出口が廊下になっているんですけども、出口の真向かいに地方自治体の受付窓口があるんですね。だから、すぐそこでその晩泊まる場所などの手助けをする職員がいて、私たちが出てきたら、「何か必要か。」と言うから、「私たち受刑者じゃないの。」と言ったんですけども、すぐに「あなた何が必要。」と声をかけてくれて、泊まる場所がなければ泊まる場所を世話するし、そういった手続的な世話をすぐにやるように物理的になっていて、これは画期的なことだと思いますね。

これも最初にちょっとお話ししたように、日本は刑務所は国が所管し、地方自治体とは全く独立した所管になっているので、そういうふうになってない。アメリカの場合は刑務所も、それから福祉も同じカウンティといいますか、郡が所管しているから、出てきた人もすぐまた同じ自治体を受け止めるようになっていると、そのところは国と地方自治体との連携とか協力とか、言葉は幾らでも踊っているというか、書かれているんですけど、出たところのすぐ前に窓口がいて、すぐ人が声かけて、何が必要なのと声かけられるのと大変な違いで、言葉はあっても実態が日本の場合には少ないんじゃないかとすれば、その実態をどうやってつくるかということだと思います。

日本の場合には、刑務所を国が所管していることは当然変わらないということであれば、出所する人が決まった場合にいかに地方自治体の人なり弁護士さんなり、福祉関係の人が会いに行って、どういうことが必要かをきちっと聞いてすぐに対応して、再犯につながらないように段取りを取るということが必要だと思うんですね。そのところを法律が必要なのか、あるいは各自治体で制度化するのか、ただ自治体が自主的にそういったことをつくるということは非常に考えにくい。一部の例えば明石市のように、市長さんが特別に熱心なところ以外はなかなか思い付かないとすれば、国としてこういったことを行政指導よりはむしろ法的に何か手続的なことができればもっといいとは思いますが、法律にすることも難しいとしたら、行政指導でそのところの隙間が空かないように、国と地方との間に隙間が空かないようにすることがとても大事だと思います。

宮田さんが手続は難しいんじゃないかとおっしゃったんですが、本当に手続の難しさ以上に手続に行こうということを思い付くことからして、誰かがきちっとそこは支援することによって、再犯を減らすことができるのではないかというふうに考えます。

どうもありがとうございました。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 堂本委員、ありがとうございました。

では、清水委員、どうぞ。

**○清水委員** 先ほど宮田委員からお話がありまして、満期で出てしまうとよほどの身寄りがない限りは、まず生活機能を軌道に乗せるための役所に手続に行くという予定すらないと。

これは保護局に伺いたいんですけど、今訪問支援を全国で8か所更生保護施設で訪問通所支援というのを始めたというお話がありましたけれども、更生保護施設はそういうことを抜きにして、ほとんどのところは帰ってきたら即日、あるいは翌日には住民登録その他の手続と一緒にいったりしていますけれども、満期の人たちについては、一旦、更生保護施設に帰った人ではなくても、刑務所を通じて御本人から申出があれば、訪問通所支援ができるはずなんですね。そういう意味で、今のようなお話についてサポートするというのが訪問支援

の制度の視野に入っているはずなんです。

ただ、実際には今、更生保護施設に一旦帰ってきて、そこから退所した人たちの訪問通所支援でいっぱいですので、そうする以外にはまだ例がないと思いますけれども、本来は満期釈放者支援という視野の中でできた制度ですし、私どもの施設ではホームページでも身寄りのない満期釈放者も対象として掲示しています。今後、もっと実績を積んでいけるのではないかなというふうに思います。これは保護局からもコメントいただければと思います。

そういう意味では、訪問支援が今8つだけというのは本当にモデル的な事業でして、これを本当に全国に早く拡大した方がいいだろうというふうに思っております。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 清水委員、どうもありがとうございます。

保護局、コメントございますか。

○法務省保護局総務課企画調整官 保護局でございます。企画調整官の西崎と申します。お世話になっております。よろしくお願いいたします。

宮田委員の御指摘から始まりまして、堂本委員、清水委員といろいろ御指摘を頂いたところでございます。刑務所出所者等の生活基盤の確保に当たって、出てから様々な支援を開始するのではなくて、それ以前の段階から調整をしていくという点で充実してまいりたいと考えているところでございます。

施策番号で言いますと24でございまして、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実というところで、まずは在所中から居住先の確保や福祉への接続だとか、そういったニーズをきちんと把握をいたしまして、早急に対応するということは高齢、障害にかかわらず、生活環境の調整の段階から充実をさせていくということがまずもって大切だというふうに考えているところでございます。

また、出てからの支援といたしましては、仮釈放の場合は保護司がつきますので、保護観察官と保護司で協働体制の中で支援を行っていくところでございますけれども、満期釈放の場合は更生緊急保護という更生保護法の85条に定めている制度が現在もございまして、今回の刑法等の一部を改正する法律によって、更生緊急保護を事前に申し出ることができるというような制度も設計しているところでございます。

このように刑務所にいる段階等から、社会の中で支援を受けられることを受刑者等に認知をさせることで、更生緊急保護は申出を受けて保護観察官などが必要に応じて支援を行うというものでございます。そのような保護観察官の取組の中には、更生緊急保護として継続的に支援を行っていくということもございます。その中で例えば同行しての支援だとか、そういったことも想定され得るというものでございますので、保護観察所が刑務所にいる段階から更生緊急保護に対する適切な情報提供を行って、その後の出てきてからの申出に基づく更生緊急保護の範疇の中でしっかりと支援をしていくということが望まれるところでございます。

また、清水委員の方からの御指摘のございました訪問支援事業の拡充というところで、訪問支援、全国で8施設での実施が始まっているところでございますけれども、これの対象としては、更生保護施設から出た者のみならず、様々なそういった刑務所から出てきた人たちの対象とすることは可能ではございますけれども、この拡充の中でしっかりと積上げをしていく中で、そうした支援の対象を広げていくということも検討してまいりたいと思っております。

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 堂本委員、手を挙げられていますか。

○堂本委員 どうもありがとうございました。

今、お話で大分いろいろ分かってきましたけれども、更生緊急保護が活用できるというお話で、刑法改正によって活用可能になったというのは、どうすることが可能になったのか、ちょっと具体的に知りたいのと、それから保護観察等の保護が所内から支援が必要なので、支援をすることができるというお話でしたけれども、どうも千葉の保護観察所に行ってみたんですけど、人員が非常に少なく、保護観察官の人たちがいろいろ支援をしているんだけど、相当手いっぱいだったように思うんですね。もしそういうようないろいろな形での刑務所の中からのことも保護観察所で行うとすれば、これは全国にわたるから大変なことかもしれないんですが、予算を増やして、人員を増やして、もっと保護観察所を充実しないとそこまで手が回らないんじゃないかという勝手な心配をしますが、法務省、そこは大丈夫なんですかね。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 では、保護局、いかがでしょうか。

○法務省保護局総務課企画調整官 いろいろと堂本委員、御指摘ありがとうございました。御意見ありがとうございます。

更生緊急保護につきましては、更生保護法85条は現在もございまして、そういった事前の申出ができるというのが改正事項でございます。現に行っている更生緊急保護の措置といたしましては、本人の申出に基づきまして、例えば更生保護施設への宿泊保護だとか、就労に関する様々な支援だとか、そうした保護観察で支援として行っているようなことが本人の申出に基づいて、各種支援が出来得るというものでございます。その中には福祉サービスへの接続だとか、同行支援なんかも含まれ得るというところでございます。ですので、現に行っているというところで御理解いただければと思います。

体制について、もっと増やすべきじゃないかという力強いお言葉を頂きまして、本当にありがとうございます。もちろん保護観察を主として行っている保護観察官にとって、満期釈放者などに対して様々な支援の充実を図るということは、それだけのマンパワーが必要になってくるというところでございますので、またそうした体制の充実などについて様々な御意見などを頂きまして、取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 では、そろそろ予定していた時間を迎えておりますので、御意見なければこのあたりで今後の進め方等について事務局から説明することがございますので、その説明に移らせていただければよろしいでしょうか。

では、本日は長時間にわたりまして有識者の委員の方々、また関係省庁の皆様方、御出席いただきましてどうもありがとうございます。本日頂いた御意見については、事務局においてその意見を踏まえまして修正をした上で、有識者の委員の皆様にもまた個別にお諮りさせていただければと思います。

今後の進め方について申し上げます。

今回は10月11日火曜日、午前10時から、第6回として薬物、特性に応じた指導の部

分について御協議いただきます。その次、次々回でございますが、10月27日木曜日、同じく午前10時から第7回として、保護司、民間協力者、地方公共団体、相談先の確保等について御議論いただく予定です。その後11月下旬に前書き等も含めた全体を御議論いただく会議を1回程度開催し、案文を固めていきたいと考えております。12月上旬には本検討会としての案をセットさせていただき、パブリックコメント等の所要の進めたいと考えております。

事前に有識者の委員の方々には、このようなスケジュール感を御説明申し上げておりますが、このような形で進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、次回、第6回の日程は先ほど申しましたとおり10月11日火曜日、午前10時からとしておりますので、出席よろしく願いいたします。今回同様オンラインでの開催としたいと考えております。開催案内や資料につきましては、また追って送付させていただきます。

以上をもちまして、第5回再犯防止推進計画等検討会を終了させていただきます。

今日は長時間どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

—了—